

長野市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

長野市議会会議規則（昭和42年長野市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項を削る。

第14条第1項中「3人以上の賛成者とともに」を「提出者及び賛成者を合わせて3人以上の者が」に改める。

第17条中「3人以上の賛成者とともに」を「発議者及び賛成者を合わせて3人以上の者が」に改める。

第28条の見出し中「配布」を「交付」に改め、同条第1項中「議長は」の次に「、議場内の議長が指定する場所において」を加え、「配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない」を「交付させるものとする」に改める。

第29条を次のように改める。

（投票）

第29条 議員は、議長の指示により、順次、備付けの投票箱に投票を行う。

第70条の見出しを「（採決システム等による表決）」に改め、同条第1項中「問題を可とする者を起立させ、起立者」を「採決システム（議員の議席ごとに設置された機器を操作することにより賛成又は反対の表決をすることができる装置をいう。以下この条において同じ。）により賛成」に改め、同条第2項中「議長が起立者」を「前項の場合において、議長が起立者又は挙手者」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の2項を加える。

2 採決システムによる表決は、問題を可とする者にあつては賛成のボタンを、問題を否とする者にあつては反対のボタンを押すことにより行う。

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、又は挙手させて、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。

第140条の見出しを「（請願書の写しの配布）」に改め、同条第1項中「請願文書表を作成し、」を「審議に付される請願書の写しを」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第141条第1項中「請願文書表」を「請願書の写し」に改める。

第145条第1項中「陳情文書表を作成し、」を「陳情書の写しを」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この規則は、平成28年3月1日から施行する。